

杉並区議会 I C T活用推進検討委員会設置要綱

(平成30年5月18日杉議会第263号)

(目的)

第1条 この要綱は、杉並区議会会議規則(昭和31年9月25日議決)第125条第4項の規定に基づき、杉並区議会 I C T活用推進検討委員会(以下「委員会」という。)の運営等について必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 議会の I C Tの活用及び推進に関すること。
- (2) その他議会 I C Tに関すること。

(委員長等)

第3条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は委員の互選によって選出し、会務を総理する。
- 3 副委員長は委員長が指名し、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければこれを開くことができない。

(会議の非公開)

第5条 委員会は非公開とする。ただし、議員は傍聴することができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、区議会事務局議事係において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年5月18日から施行する。